

船舶事故調査報告書

令和5年3月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年9月9日 06時45分ごろ～07時30分ごろの間） （死亡時刻：9月9日09時20分（搬送された病院で医師により死亡が確認された時刻））
発生場所	島根県松江市中海南部意東川河口南東方沖 崎田三等三角点から真方位087°1,050m付近 （概位 北緯35°26.3′ 東経133°10.4′）
事故の概要	漁船海老屋丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和4年10月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海老屋丸、0.5トン SN3-19345（漁船登録番号）、個人所有 5.10m(Lr)×1.60m×0.64m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成5年5月25日
乗組員等に関する情報	船長 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月4日 免許証交付日 平成31年3月15日 （令和7年2月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船底外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 水象：波高 約0.8m 国土交通省水文水質データベース（ http://www1.river.go.jp ）によれば、本事故発生場所の約3.5km北東方の中海上層観測所における水温は、下記のとおりであった。 07時 26.2℃ 08時 26.3℃

<p>事故の経過</p>	<p>本船は、ふだん松江市東出雲町下意東^{しも}の船だまりに係留していた。</p> <p>船長の家族は、令和4年9月9日06時45分ごろ、船長が自宅の2階から中海の様子を確認した後に、何も言わず1階に降りていったのを見掛け、中海南部の意東川河口の南東方約180mに設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の袋網の設置作業に向かったと思った。</p> <p>本件定置網付近の湖岸を通り掛かった船長の知人は、07時30分ごろ、本件定置網付近にいた本船に船長の姿が見当たらないことに気付き、船長の家族に連絡した。</p> <p>連絡を受けた船長の家族は、船長が所属する漁業協同組合の組合員1人（以下「組合員A」という。）に、本船の様子を確認するよう依頼した。</p> <p>連絡を受けて本船に向かった組合員Aは、本船が無人で本件定置網のロープに引っかかった状態であり、周囲を確認したが船長を発見することができなかつたので、船長が落水したと思い、船長の知人に本事故の発生を通報するよう依頼した。</p> <p>船長の知人は、08時06分ごろ、携帯電話で110番通報を行った。</p> <p>組合員Aから連絡を受け、湖岸から船長を探していた組合員1人（以下「組合員B」という。）は、湖岸の近くでうつ伏せ状態の船長を発見した。</p> <p>船長は、08時40分ごろ消防隊員に救出された後、松江市内の病院に救急車で搬送されたが、09時20分医師により死亡が確認され、死因は、溺水と検案された。</p> <p>本船は、風浪により湖岸に流されて乗り揚げ、後日僚船によって、係留場所の船だまりにえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん漁に出る際は07時ごろ自宅を出発し、本船に1人で乗り組み、08時ごろまでに帰宅しており、毎朝、本件定置網の袋網の漁獲物を揚げ、10日に1回、約30分を要して袋網の交換作業を行っていた。</p> <p>船長は、本事故当日、約1か月半ぶりに袋網の設置作業に向かった。</p> <p>船長は、漁師として約20年の経験があり、船長の家族によれば、本事故当日、ふだんの様子と変わらなかった。</p> <p>本件定置網の袋網は、設置された状態であった。</p> <p>本船は、和船型の船外機船で、甲板から舷縁までの高さが約35cmであった。</p> <p>本船は、落水した場合に水面から船上に上がる際に使用する縄ばしごを備えていなかった。</p>

	<p>本船は、発見された際、船外機が停止した状態であり、船体に他船との衝突痕等の損傷はなかった。</p> <p>船長は、発見時、カッパの上下を着用してゴム長靴を履き、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>組合員Bによれば、本事故後、本船船尾部の物入れの中に、固型式の救命胴衣が置かれていた。</p> <p>船長の家族によれば、本事故当時、船長は、携帯電話を自宅に置いたまま操業に出ていた。</p> <p>組合員Aは、本事故当時、風が強く、本件定置網の竹製の支柱が折れていたため、船長が、バランスを崩して落水する際に支柱を掴もうとして折れたのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、06時45分ごろ自宅で船長の家族が見掛けた後、07時30分ごろ本件定置網において無人の本船が発見されたことから、この間において、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>本船は、意東川河口南東方沖において、発見された際、船体に他船との衝突痕等の損傷はなく、本件定置網の袋網が設置された状態であったことから、船長は、袋網の設置作業後に落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が意東川河口南東方沖において、本件定置網の袋網の設置作業後、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗船者は、暴露甲板上で作業を行う場合、救命胴衣を着用すること。 ・小型船舶に1人で乗り組む船長は、防水パックに入れるなどの防水対策を施した携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。 ・小型船舶に1人で乗り組む船長は、漁を行う際、作業時などに落水する可能性があるため、事前に縄ばしご等を装備し、安全を確保した上で作業を行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

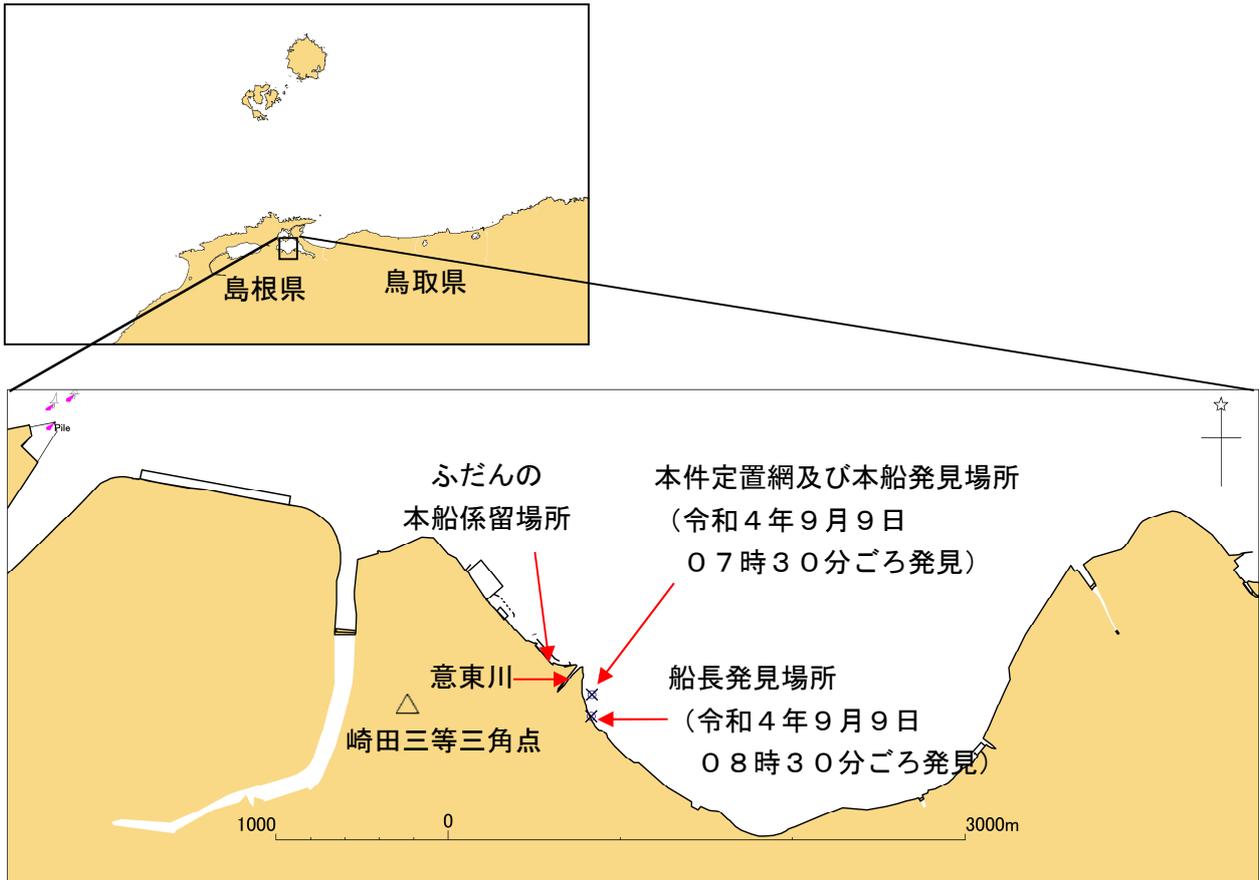


写真1 本船

